

三条市安全・安心なまちづくり推進協議会設置要領

(設置)

第1条 三条市安全・安心なまちづくり条例（平成25年三条市条例第4号）第9条の規定により策定する三条市安全・安心なまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）の推進に必要な検討を行うため、三条市安全・安心なまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討し、市長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 推進計画に掲げる事業の進捗状況の評価に関すること。
- (2) 推進計画に掲げる目標の達成に向けた年次の目標及び事業内容の設定に関すること。
- (3) その他推進計画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会の代表者
- (3) 防犯関係団体等の代表者
- (4) 警察署の代表者
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会には会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部環境課にて処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。